

○創価大学附属図書館紛失及び損傷図書賠償内規

平成13年5月26日内規第55号

改正

平成14年6月24日  
平成16年11月1日  
平成19年4月1日  
平成21年2月23日  
平成23年3月18日内規第16号

創価大学附属図書館紛失及び損傷図書賠償内規

(趣旨)

第1条 創価大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という）第17条第3項に基づき、創価大学附属図書館規程第8条に定められた図書（以下「図書」という。）の賠償手続きについて、この内規を定める。

(届出義務)

第2条 図書を紛失又は損傷した者は、図書賠償届を提出しなければならない。

(賠償決定)

第3条 図書館長は、図書賠償届を受け、紛失状況及び損傷の程度を考慮の上、賠償の決定を行う。

(利用制限)

第4条 賠償する者は、賠償が完了するまでの期間、利用規程第25条に定められた館外貸出禁止等、利用上の制限を受けるものとする。

(賠償方法)

第5条 賠償の方法は、現金賠償及び現物賠償のいずれかとする。ただし、現金賠償を原則とする。

(現金賠償)

第6条 現金賠償をする場合の賠償金は、以下のとおりとする。

(1) 紙媒体資料

ア 取得価額の千円未満を切り上げた金額とする。ただし、2千円未満は一律2千円とする。

イ 価額記載のないものは、一律2千円とする。

ウ 古書・貴重図書は、紛失または損傷時点での評価額とする。

(2) 視聴覚資料及びパッケージ型電子資料は、紛失または損傷時点での評価額とする。

2 前項第2号の図書で修理可能なものは、修理額とする。

(現物賠償)

第7条 賠償は、前条第1項第1号に限り、賠償金によらず、同一図書をもって賠償することもできる。

2 同一図書とは、原則として、著者、書名、出版社等が同一のものとする。

3 出版年、版次が異なっていても、図書館長が適当と認めた時は、同一図書とみなす。

(賠償免除)

第8条 図書館長は、天災等の不可抗力による紛失及び損傷について、賠償を免除することができる。

(賠償図書返還)

第9条 賠償後紛失図書が発見された時は、発見された図書を賠償者に贈呈する。

2 前項の図書を賠償者が受贈する際は、通知後1ヶ月以内に自らが図書館に受け取りに来ることとする。

3 賠償者に連絡がつかない場合、また、賠償者が図書館に受け取りに来ない場合は、創価大学図書管理規程第30条（除籍及び抹消後の処分）を適用するものとする。

(賠償完了)

第10条 賠償は、賠償金の支払い又は賠償図書の納入によって完了するものとする。

2 賠償した者は、賠償完了後、いかなる不利益も蒙らないものとする。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、図書館運営委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この内規は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成14年6月24日）

この内規は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日）

この内規は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月23日）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日内規第16号）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。